平成２４年（フ）第７３号
福岡県築上郡築上町大字越路1134番地２
債務者　山崎すえみ
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
佐賀県伊万里市二里町中里甲3394番地６
債務者　岩本　圭司
１　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１１３号
北海道小樽市塩谷１丁目23番25号、前住所北海道小樽市塩谷４丁目96番地
債務者　鈴木　義信
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１１４号
北海道小樽市塩谷１丁目23番25号、前住所北海道小樽市塩谷４丁目96番地
債務者　鈴木　友紀
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１８９号
長野県北安曇郡池田町大字池田2134番地　県営住宅吾妻町団地47―19
債務者　長島　人美
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３３９３号
大阪市淀川区十三東１丁目20番３―801号
債務者　眞壁　美樹（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２００９号
埼玉県川口市上青木２丁目46―19
債務者　安藤　道子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０２７号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目３―16　エクセル・モアＤ棟301
債務者　加藤小枝子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０６１号
千葉県船橋市東船橋１―15―１―205、住民票上の住所東京都江戸川区中葛西８丁目21―11
債務者　星野　純子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０６５号
東京都北区中十条３丁目24―14　田園荘５号
債務者　南雲　雅彦
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０７３号
東京都江戸川区北小岩５丁目32―16―201
債務者　柴又　裕之
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１００号
東京都江戸川区鹿骨２丁目23―４―305
債務者　脇田　早苗（旧姓渡辺）
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１２０号
神奈川県平塚市横内3124―１―202
債務者　田口　裕三
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１２３号
東京都墨田区東向島１丁目11―13―102
債務者　山田　茂子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１３２号
東京都国分寺市南町１―13―21―104、住民票上の住所東京都港区高輪３丁目３―３―203
債務者　大原　美登
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１３３号
神奈川県相模原市中央区淵野辺本町５丁目３―１―103
債務者　小寺　俊幸
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部